



令和7年（ワ）第36723号 損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟外9名

被告 示現舎合同会社外2名

証拠説明書（甲1～21）

2026年3月9日

東京地方裁判所民事31部乙合D係御中

原告ら代理人弁護士

指宿 昭一



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	部落解放同盟規約	写 2010年3月7日	部落解放同盟	原告部落解放同盟が、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）であること。	
甲2	ウェブサイト「示現舎」	写 2026年3月8日	示現舎	被告らが、運営管理している示現舎のウェブサイトの存在と概要。	
甲3	ウェブサイト「鳥取ループ」	写 2016年3月16日	鳥取ループ（宮部龍彦）	被告宮部が運営管理している「鳥取ループ」のウェブサイトの存在と概要。	
甲4	ウェブサイト「同和地区Wiki」	写 2016年3月16日	同和地区Wiki（宮部龍彦）	被告宮部が「同和地区Wiki」というウェブサイトを運営していたこと。	
甲5	「全国部落調査」	写 1936年3月	財団法人中央融和事業協会	書籍「全国部落調査」の存在。	
甲6	「復刻・全国部落調査」	写 2016年4月15日	示現舎・宮部龍彦	被告らが、「復刻・全国部落調査」をウェブで公	

				開し、出版準備していたこと。	
甲7	「小林建治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会5年のあゆみ」	写	2016年4月15日	全国部落解放協議会・宮部龍彦	被告らが、「復刻・全国部落調査」(甲6)の「各府県部落調査」を「部落解放研究基礎資料」として掲載した書籍を出版したこと。
甲8	「全国部落調査」のhtmlページ(「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」)	写	2016年3月10日	同和地区. みんな(宮部龍彦)	被告らが、インターネット上で、「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」という題名の文書を掲載していること。 冒頭に「これらの地域にお住まいの方は、『私は被差別部落出身者です』と言って横浜地方裁判所に仮処分を申し立てれば、気に入らない出版物の出版を差し止められるかも知れません。」と述べており、部落差別を煽り、部落差別を助長しようとしていること。
甲9	全国の同和地区(本文冒頭の見出しに「カテゴリ:都道府県」)	写	2016年3月15日	同和地区. みんな(宮部龍彦)	被告らが、「復刻・全国部落調査」(甲6)の「各府県部落調査」の部分、都府県別にあいうえお順(最初が「愛知県」、最後が「和歌山県」)に並べ、「備考欄」に追加情報を加えて掲載し、更に、「概要」、「施設等」及び「出典」等の情報を加えたものをインターネット上に掲載していたこと。
甲10	「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」(示現舎ウェブサイト)	写	2016年3月16日	示現舎	被告示現舎が、自身のウェブサイトにおいて、赤い背景の右上に「復刻」、中央

	ト)				に「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会 全国部落解放協議会」「示現舎」と記載した画像を掲載したこと。
甲11	全国部落調査裁判第1次訴訟東京地裁判決	写	2021年9月27日	東京地方裁判所 裁判官 成田晋司ほか	東京地裁が被告らの出版等の差止め等を認めたこと。
甲12	全国部落調査裁判第1次訴訟東京高裁判決	写	2023年6月28日	東京高等裁判所 裁判官 土田明彦ほか	東京高裁が、「差別されない権利」を根拠として、被告らの出版等の差止め等を認めたこと。
甲13	「出版禁止等仮処分申立書—ヤフオク」	写	2016年4月1日	ヤフー株式会社	被告官部及び示現舎が、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の副本すべてをヤフーオークションへ出品したこと。
甲14	「部落解放同盟中央本部との面談レポート」	写	2016年3月9日	示現舎・鳥取ループ(宮部龍彦)	被告らが、被告示現舎ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、原告部落解放同盟との交渉経緯について公開していること。
甲15	(欠番)				
甲16	「部落解放同盟中央本部との面談レポート」	写	2016年3月7日	示現舎・鳥取ループ(宮部龍彦)	被告官部と原告部落解放同盟の西島書記長との面談において、西島書記長が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、被告官部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲

					載を自分が行っていることを前提として、「『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私のような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」と述べたこと（1～2頁）。
甲17	「識別情報摘示による人権侵犯事件」	写	2016年3月29日	東京法務局長 加藤朋寛	東京法務局長が、被告官部に対し、「同和地区Wiki」の運営管理等の被告官部の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として削除等を求める行政指導を行ったこと。
甲18	「横浜地裁による全国部落調査出版禁止の仮処分」	写	2016年3月29日	示現舎・鳥取ループ（宮部龍彦）	被告官部が、「『不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的』とは事実無根のことなのだが、実は先日岩城光英法務大臣が参議院の法務委員会でそのようなことを言ってしまったので、こうでも書いておかないと格好がつかんということなのだろう。」と述べていること（3頁）。
甲19	「鳥取ループ@示現舎 (@tottoriloop) さん Twitter」	写	2016年4月1日	示現舎・鳥取ループ（宮部龍彦）	被告官部が、「法務局側が対応をエスカレートさせるなら、こちらの対抗措置もさらにエスカレートします。同和地区Wiki管理人としての声明も発表します。」などと述べ、削除に応じないだけでなく、挑発的な態度を示していること（22頁）。

甲20	「Index of/data/2016/横浜地裁-H28-3-22/2016-3-28-審尋期日」	写	2016年3月頃	宮部龍彦	被告らは、本訴訟に先行する出版差止等仮処分命令申立（横浜地方裁判所平成28年（ヨ）154号）の申立書・陳述書・仮処分決定書等をインターネット上で暴露していること。
甲21	「訴訟進行状況」	写	2024年12月7日	宮部龍彦	2024年12月7日、被告らは、被告示現舎のウェブサイトにおいて、「出版禁止は原告と関連がある都府県に対してだけ認められ、全面的な出版禁止は免れている」としたうえで、「今後は、確定判決に対して過剰となっている仮処分を解除する等、『戦後処理』を粛々とおこなうことになる」と記載していること（2頁）。